

## アセットライン定期預金

(2019年3月1日現在)

1. 商品名と概要	アセットライン定期預金（上乗せ金利定期預金） 「投資信託」または「個人向け国債」をご購入されたお客さまの定期預金を、「投資信託」「個人向け国債」ご購入額の範囲内で、満期まで上乗せ金利でお預かりいたします。
2. ご利用いただける方	当庫にて「投資信託」または「個人向け国債」を50万円以上ご購入された個人の方で、ご購入と同時にまたはご購入より1週間以内に定期預金をお預け入れいただける方 * 「投資信託」は窓口でのご購入分が対象となります。なお、定時定額買付サービスは対象となりません。
3. 期 間	1年
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。 ・ 店頭のみのお取扱いとなります。 * ダイレクトバンキングおよびATMによるお取扱いはできません。
(2) お預け入れ金額	10万円以上1,000万円以内 ・ スーパー定期・・・10万円以上1000万円未満 ・ 大口定期・・・1000万円 * 「投資信託」、「個人向け国債」ご購入合計額の範囲内とさせていただきます。 * 販売日が異なる複数の取引で、1,000万円を超えることは可能です。1回のお預け入れは10万円以上となります。
(3) お預け入れ単位	10万円以上1円単位
5. お持ちいただくもの	ご本人様確認資料・お届け印のほか、「投資信託」または「個人向け国債」の購入代金が確認できる普通預金通帳をお持ちください。
6. 払い戻し方法	満期日以後に元金とお利息を一括して払い戻しいたします。
7. 満期時の取扱い	お預け入れ時のご指定により、元金継続または元利金継続でお取扱いいたします。なお、満期後はお預け入れ金額に応じて「スーパー定期（単利）」または「大口定期」としてお預かりし、店頭表示金利を適用いたします。
8. 利息	
(1) 適用金利	店頭表示金利へ0.50%上乗せした利率を満期日まで適用します。 * 上乗せ金利の適用は、初回満期時までとなります。
(2) 利払い方法	満期日以後に一括して利払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
9. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） * 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国

〔商品概要説明書〕

	<p>税 15.315%、地方税 5%) となります。</p> <p>* マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>
10. 手数料	—————
11. 付加できる特約条項	元金継続または元利金継続をご指定の場合、以下のお取り扱いができます。
当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越 (残高がマイナスになったときに自動的にご融資すること。当座貸越といいます。) を利用することができます。</li> <li>・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額 (エース預金もご利用の場合は合算します) の 90% (千円未満切り捨て) または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。</li> <li>・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。</li> </ul>
12. 満期日前解約 (中途解約) の取り扱い	スーパー定期の満期日前解約 (中途解約時) の取扱いに準じます。
13. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内 (1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息) で保護されます。
14. 商品に関するお問い合わせ	フリーダイヤル: 0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時
15. 苦情処理措置 (ろうきんへの相談)	<p>ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p><b>【窓口: 東北労働金庫 お客様相談窓口】 0120-1915-62</b> 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://www.tohoku-rokin.or.jp">http:// www. tohoku-rokin. or. jp</a></p>
16. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</li> <li>・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に問</p>

〔商品概要説明書〕

	<p>題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】</b> 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
17. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一部払い戻しはお取り扱いできません。</li><li>・ 新規お預け入れのほか、既に当金庫にお預け入れいただいている預金からの振替もお取扱いいたします。</li><li>・ 「個人向け国債」の購入にあたっては、発行条件等をろうきんにご確認ください。</li></ul>

東北労働金庫